

高知県日本語教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本県の実状に応じた日本語教育施策の推進に資するため、高知県日本語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、日本語教育に関する次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県の基本的な方針に関し意見を述べること。
- (2) 県の推進計画及びその検証等に関し意見を述べること。
- (3) その他、推進会議の目的を達成するために必要な事項について意見を述べること。

(委員及び組織)

第3条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 外国人雇用事業主の支援を行う団体の関係者
- (3) 外国人の生活支援や国際交流を行う団体の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他知事が必要と認める者

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
- 3 推進会議に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(代理出席)

- 第4条 会員がやむを得ない理由により会議に出席できないときはあらかじめ会長の了承を得て、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。
- 2 前項の規定により出席する代理人は委任状を会長に提出しなければならない。

(会議)

- 第5条 推進会議は、会長又は会長が予め指名する者が議長となる。
- 2 推進会議は公開とする。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、文化生活部文化国際課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。